

集合住宅計算例（那珂川市用）

○ 集合住宅における水道料金の算定方法について

1個の企業団のメーターをもって2戸以上の家庭に給水する場合（受水槽を設置し、各家庭に給水を行っているマンション等がこれに該当します。）は、各家庭が均等に水道を使用するものとみなし料金を算定します。

－ 水道料金の場合 －

○ 水道料金単価表（2ヶ月 1世帯 あたり）（消費税10%込み）

使用水量（m ³ ）	基本料金	1～20	21～40	41～80	81～160	161～
家事用（円）	1,650	51.70	231.00	264.00	308.00	352.00
家事以外用（円）	1,650	51.70	242.00	275.00	319.00	363.00

○ 計算方法

家事用

現在入居戸数 10 戸

使用水量 521 m³ の場合

基本料金	1～20 m ³	21～40 m ³	41～80 m ³	81～160 m ³	161～ m ³
—	(1~20)×10戸= 1~200 (200m ³)	(21~40)×10戸= 201~400 (200m ³)	(41~80)×10戸= 401~800 (400m ³)	(81~160)×10戸= 801~1600 (800m ³)	(160~)×10戸 1601~
1 戸あたり 1,650 円	1 m ³ につき 51.7 円の加算	1 m ³ につき 231 円の加算	1 m ³ につき 264 円の加算	1 m ³ につき 308 円の加算	1 m ³ につき 352 円の加算
1,650円×10戸= 16,500 円	51.7円×200m ³ = 10,340 円	231円×200m ³ = 46,200 円	264円×121m ³ = 31,944 円	308円×0m ³ = 0 円	352円×0m ³ = 0 円

したがって	基本料金	16,500.00 円	(10 戸分)
	1～20 m ³	10,340.00 円	(200 m ³ 分)
	21～40 m ³	46,200.00 円	(200 m ³ 分)
	41～80 m ³	31,944.00 円	(121 m ³ 分)
	81～160 m ³	円	(0 m ³ 分)
	161～ m ³	円	(0 m ³ 分)
合計		104,984.00 円	(521 m ³)
水道料金 請求額		104,984 円	(1 円未満切捨て)

－ 下水道使用料の場合 －

○ 下水道使用料単価表（2ヶ月 1世帯 あたり）（消費税抜き）

基本料金 (0～20)	21～40	41～80	81～200	201～400	401～600	601～2,000	2,001～ 1,0000	1,0001～
2,900	165	180	205	235	260	300	330	355

○ 計算方法

現在入居戸数 10 戸

使用水量 521 m³ の場合

※ 81～は省略

基本料金(0～20)	21～40	41～80
(0~20)×10戸= 0~200 (200m ³)	(21~40)×10戸= 201~400 (200m ³)	(41~80)×10戸= 401~800 (400m ³)
1 戸あたり 2,900 円 ↓	1 m ³ につき 165 円の加算 ↓	1 m ³ につき 180 円の加算 ↓
2,900円×10戸= 29,000 円	165円×200m ³ = 33,000 円	180円×121m ³ = 21,780 円

したがって	基本料金	29,000 円	(10戸 200m ³ 分)
	21～40 m ³	33,000 円	(200 m ³ 分)
	41～80 m ³	21,780 円	(121 m ³ 分)
小計		83,780 円	(521 m ³)
消費税(10%)		8,378 円	
合計		92,158 円	
下水道使用料 請求額		92,150 円	(10 円未満切捨て)

注意事項

- 上記水道料金等は令和元年度5期検針分からの適用になります。
- 集合住宅において入居戸数に変更がある場合、春日那珂川水道企業団料金課までご連絡ください。（上記のように戸数によって料金に変更になります。）

※ 各入居者様へのご請求には、早見表をご参照ください。

お問い合わせ

水道	春日那珂川水道企業団 料金課	TEL 092-571-7002
下水道	那珂川市下水道課	TEL 092-408-6271